

学校法人三室戸学園 役員報酬支給基準規程

役員に対する報酬及び給与は下記の基準によるものとする。

(報酬体系)

第1条 役員報酬区分を下記の通りとする。

- (1) 役員手当
 - (2) 特別加算
2. 兼務役員は前項の外、兼務する職務について給与を支給する。但し、この場合の給与は学歴・能力・経験・技術などを考慮して各人ごとにこれを定める。
 3. 役員手当は各人ごとの職務内容及び勤務状況を勘案して定めるものとする。
 4. 創立者及びこれに準ずる者については特別加算を支給することがある。

(報酬の算定)

第2条 役員報酬の総額は理事会の議を経て定め、各役員報酬はその総額の範囲内で理事長がこれを定める。

(〔役員手当〕〔賞与〕の決定方法)

第3条 役員手当は別紙のとおりとし、原則として賞与は支給しないものとする。但し、理事長が理事会の議を経て、特別の支給方法を定めた者はこの限りとしない。

- 2 理事長は、特に必要と認めた者については、理事会の議を経て、役員手当を支給しないことができる。

(支給方法)

第4条 報酬及び給与は月給制とし、毎月25日に支給する。

(その他)

第5条 本文に定めのない事項については、その都度理事長が、これを定める。

附 則

この規程は昭和60年4月1日より施行する。

この規程は平成28年4月1日より施行する。

別紙

(1) 理事長 年額 960 万円以内で、理事会の議を経て決定する。

(2) 常勤理事及び非常勤理事

理事長は、次の号俸から、本規程第 1 条の 3 により決定する。

号 俸	年 額 (円)
1	600,000
2	1,200,000
3	1,800,000
4	2,400,000
5	3,000,000

(3) 常勤監事

理事長は、次の号俸から、本規程第 1 条の 3 により決定する。

号 俸	年 額 (円)
1	2,400,000
2	3,600,000
3	4,800,000

(4) 非常勤監事

理事長は、次の号俸から、本規程第 1 条の 3 により決定する。

号 俸	年 額 (円)
1	720,000
2	1,440,000
3	2,880,000

学校法人三室戸学園 役員退任慰労金規程

(総則)

第1条 この規程は、学校法人三室戸学園（以下「学園」という）の役員（理事・監事をいう）が退任したときに支給する退任慰労金を定めるものである。

(算定基準)

第2条 退任慰労金として下記の慰労金を支給するものとする。

常勤役員	退任時役員報酬月額×在任年数×2
非常勤役員	退任時役員報酬月額×在任年数×1/2

(特別功労金)

第3条 役員が在任中、功績顕著と認められる場合は特別功労金を加算して支給する。

(特別加算)

第4条 業務上の災害による死亡、あるいは傷害による辞任については、理事会の議を経て、支給額の50%の範囲内で特別加算することができる。

(在任期間)

第5条 役員の在任期間の計算については、就任の日から起算して計算するものとする。但し、1カ年に満たない場合は、1カ年在任したものとみなす。

(本人以外への慰労金支給)

第6条 役員が死亡した場合における慰労金は、その遺族に支給する。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、理事会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成6年11月2日から施行する。